

松福高第380号

令和4年9月9日

居宅介護支援事業所

介護予防支援事業所 管理者 各位

松本市長 臥雲 義尚

(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防通所リハビリテーションにおける
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休業時の取り扱いについて（通知）

日頃から、松本市の介護保険行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申しあげます。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に日々ご尽力を頂き、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年2月4日付松福高第769号で通知した「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第4報）」に係る介護報酬請求の対応について（通知）」につきまして、新型コロナウイルスの感染が高止まりしており、休業を行う事業所が増加傾向であることを鑑み、休業となった場合の取り扱いについて下記のとおり変更します。

記

1 松本市取り扱い内容

- (1) 事業所が休業等（保健所からの要請及び自主休業、事業所の判断で利用を控えてもらい、ケアプランに位置付けられた回数を行えなかった場合も含む）を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数で日割り計算し、請求することとする。
- (2) ただし、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については日割り計算を行わず月額報酬とする。
- (3) また、影響を受けた利用者が、日にちの変更を希望することにより、ケアマネジャー（地域包括支援センター含む）が利用者の自立支援の観点からケアプランに基づく適切な回数を提供すべきと判断し、日にちを変更してサービス提供を行った場合は月額報酬も可能とする。

2 適用日

令和4年9月1日から当面の間

3 その他

- (1) 日割りに係る具体的な算定方法及び留意事項については「別紙1」をご確認ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う月額報酬のQ & Aについては「別紙2」をご確認ください。
- (3) 引き続き利用者、家族、介護サービス事業所と連携を取った上での対応をよろしくお願いいたします。併せて通所型サービス事業所、訪問型サービス事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所に通知します。
- (4) 事業所の休業については、引き続き松本市高齢福祉課介護給付担当宛に「＜新型コロナウイルス感染症＞事業所・施設における感染・感染疑い等の状況報告」の提出をお願いします。

松本市健康福祉部高齢福祉課

(課長) 勝家 知子

(担当) 山本 純子 (通所リハビリテーション)

井口 翔太 (通所型サービス)

菊池 大志 (訪問型サービス)

小林 郁満 (介護予防支援・居宅介護支援)

電話：0263-34-3213 (直通) FAX：0263-34-3016

Mail：kaigo@city.matsumoto.lg.jp